

令和7年度第1回秋田市公設地方卸売市場取引委員会会議録

1 日時 令和7年10月23日（木）午前10時00分～10時20分

2 会場 秋田市公設地方卸売市場管理棟4階 大会議室

3 出席者 (取引委員)

渋谷	重春	委員
高橋	泰寛	〃
鈴木	信夫	〃
菅原	正隆	〃
橋本	正史	〃
嶋田	善直	〃
佐藤	文信	〃
木村	雅宏	〃
上村	清和	〃
堀田	晴男	〃
大沢	重己	〃
福田	多栄子	〃
品田	福男	〃
進藤	政弘	〃
藤原	司	〃

(事務局)	産業振興部	卸売市場再整備担当部長	鷲谷	達夫
	秋田市公設地方卸売市場	市場長	伊藤	千歳
	〃	室長	山平	喜仁
	〃	副参事	及川	全
	〃	主席主査	千田	正志
	〃	主査	木村	渉
	〃	主事	近藤	修也
	あきた市場マネジメント株式会社（指定管理者）			
		専務取締役	高橋	範慶
		業務課長代理	黒丸	貴之

4 案件

- (1) 会議録署名委員の選出について
- (2) 令和8年秋田市公設地方卸売市場臨時休開場日について

5 その他

令和 7 年度第 1 回公設地方卸売市場取引委員会会議録

事務局(黒丸)	ただいまから、令和 7 年度第 1 回秋田市公設地方卸売市場取引委員会を開催する。 はじめに、定数の確認だが、本日は、委員 18 名中 15 名が出席しているので、秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則第 74 条第 1 項の規定に基づき、取引委員会が成立していることを報告させていただく。 業務条例施行規則第 73 条の規定により、議長は委員長がつとめることとなっている。ここからの進行は、渋谷委員長をお願いします。
渋谷委員長	それでは議題に入る。 はじめに、案件の(1)の「会議録署名委員の選出について」だが、私から名簿の順に指名することとしてよろしいか。
委員一同	(了承)
渋谷委員長	今回の署名委員は、高橋委員をお願いします。
委員一同	(了承)
渋谷委員長	それでは、署名委員を高橋委員とする。次に、案件(2)の「令和 8 年秋田市公設地方卸売市場臨時休開場日について」、開設者から説明願う。
伊藤市場長・近藤主事	(資料により説明)
渋谷委員長	ただいまの説明について、意見等あるか。
上村委員	水産物部は仙台市と同様に 10 月 14 日を臨時休場日としたい。
渋谷委員長	10 月 14 日は、青果部はすでに臨時休業日としている。水産物部についても臨時休場日とすることについて意見はあるか。
委員一同	(意見なし)

渋谷委員長	それでは、１０月１４日を青果部、水産物部の臨時休場日としてよろしいか。
委員一同	（了承）
渋谷委員長	臨時休開場日について、ほかに意見等はあるか。
委員一同	（意見なし）
渋谷委員長	それでは案件の（２）、「令和８年秋田市公設地方卸売市場臨時休開場日について」で意見があった１０月１４日は青果部、水産物部の臨時休場日とする。取引委員会の意見に対し開設者から何かあるか。
伊藤市場長	１０月１４日は水産物部を臨時休場日とする意見をいただいた。実際に取引を行う委員の意見なので異存はない。意見のとおり、決定の手続きを進める。
渋谷委員長	それでは、令和８年の臨時休開場日について周知をお願いする。以上で案件（２）の「令和８年秋田市公設地方卸売市場臨時休開場日について」、を終了する。 これをもって、案件の審議を終了する。 引き続き、次第の４、「その他」について、何かあるか。
委員一同	（意見なし）
渋谷委員長	意見がないため、これで取引委員会を閉会する。